

## 特定複合観光施設区域整備推進本部行政文書管理規則の制定について

### (概要)

#### 1 制定の趣旨

平成 28 年 1 月 26 日に公布された特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号。以下「法」という。）第 14 条の規定により、「内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部を置く」、こととされており、特定複合観光施設区域整備推進本部の規定については、法附則第 1 条ただし書に「公布の日から起算して 3 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされている。

そのため、新たな国の行政機関として特定複合観光施設区域整備推進本部が新設されることに伴い、公文書の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備推進本部行政文書管理規則を制定するもの。

#### 2 制定の内容

特定複合観光施設区域整備推進本部は、内閣に設置されるものであり、行政文書管理規則の制定に際しては、同様に内閣に設置されている原子力防災会議行政文書管理規則（平成 24 年閣原防第 2 号）等を参考に、行政文書の適切な管理を行うための体制及び規定を定めたものとなっている。

#### 3 今後のスケジュール

施行：平成 29 年 3 月 24 日（予定）

※法附則第 1 条ただし書により平成 29 年 3 月 25 日までの特定の日